

平成29年度 社会福祉法人幸楽会事業計画

平成29年度は社会福祉法人制度改革初年度であると同時に公設老人デイサービスセンター移管初年度でもあります。訪問介護事業において「障害者総合支援法」下における事業所指定を受けることとなります。また、秋田市において平成29年度より開始される日常生活支援総合事業へのみなし事業所として参加する等、各事業所での新たな取り組みを開始する年度であり、今日までの取り組みをきちんと棚卸する年度と捉え、業務執行状況を再度の確認を行ないます。

また、継続的に社会福祉法人として経営の透明性を重視し、ホームページ等での情報公開も積極的に行います。法人の基幹施設である特別養護老人ホームは近未来の新築に向け、計画を作成・整備するとともに、より安心安全な福祉サービスの提供に努めます。在宅部門では、秋田市高齢者プラン「住み慣れた地域で生きがいをもって安心安全にらせるまち あきた」に基づき、総合支援事業の確立、生活支援サービスの整備に、引続き寄与してまいります。

総務部門では、社会福祉法人制度改革における社会福祉充実残額を明確にするるとともに、それを社会福祉充実計画の策定、事業の展開と各事業所と協力のもと、地域へ適正に還元できるよう配慮するとともに、職員がより働きやすい環境を目指し、福利厚生へと取り組みます。また、職員の職務内容や責任を明確にすることを目的に組織図の見直しを行います。

法人運営では、次に掲げる基本理念を念頭に社会福祉充実計画を策定し、それに沿って所有している各事業の機能開放する等により、地域市民のニーズに貢献していけるよう努めます。また、介護保険法等の法令遵守を前提に、所有している全事業所がより質の高いサービスの提供に努めます。

1. 基本理念

介護保険法令等の関係法令、社会福祉法人幸楽会定款、その他諸規定や老人倫理要綱及び老人福祉法第2条（老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいをもてる健全で安らかな生活が保障されるものとする。）の理念を遵守し、常に法人の設備・機能改善、さらには接遇の質向上に努め、業務を遂行するものとする。

《基本理念》

- 一. 利用者の権利と尊厳を最優先します
- 一. 一人ひとりの人権や人間性を尊重します
- 一. 利用者の家族を継続的に支援します
- 一. 法人の人的、物的機能を地域に開放します
- 一. 低所得者・社会的援護を要する人を支援します
- 一. 法令遵守を念頭に活動します

2. 中期目標への取り組み 平成27年～30年度

項目	内容
既存事業の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 将来の目標と働きやすさが同居した環境の整備・ 事業所間・スタッフ間での牽制機能の強化・ 年度反省（総括）と事業計画策定手法の徹底・ 自己申告による業務遂行状況の確認・ ホームページの運用による透明性の確保・ 各事業に必要な機器及び車両の補充

項目	内容
既存事業の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・入所施設における記録業務の省力化 ・職務内容の確認と組織図、職位の再編 ・特定個人情報の取り扱い方法の確立 ・社会福祉充実残額を明確化 ・社会福祉充実計画の策定、事業の展開と各事業所と協力のもと、地域へ適正に還元
事業展開への模索	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設での暮らしの在り方の検討 ・通所介護事業所の具体的な有効活用方法の検討 ・訪問介護ステーションにおける障害者総合支援法下におけるサービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護）方法の確立 ・居宅介護支援事業の在り方の検討

3. 具体手な施策

(1) 社会福祉法人 幸楽会

運営目標	具体的な内容
適正な運営の確保	社会福祉制度改革、介護保険法令、その他関係法令を遵守します。
施設整備計画の策定	特別養護老人ホームの大規模修繕、建て替えに関する計画について検討します。
組織図の再編への検討	職位及び職員個々人の特性等に基づき、職務上の責任を明確にすることを目的に、組織図の再編について検討します。
財政基盤の強化	各事業所の業務・サービス提供量を棚卸することで、収支のバランスに着目します。

(2) サービス提供事業所

サービス目標	課題	対応内容
利用者本位のサービス実践について	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに即したケアプランに基づいたサービス提供 ・苦情受付からの解決フローに基づいた対応と事後検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・プランニング結果の検証・実践後の評価方法の確認 ・「生活暦や環境に基づく主観」への理解と協調
地域社会との協働と貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策の徹底 ・研修生の受け入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種防災訓練の実施による機能強化 ・地元救援隊との合同訓練の実施 ・消防機関との連携 ・
専門性を活かせる喜びある職場	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフの確保 ・職員の資質向上及び自己啓発 ・正規職員への登用 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス量とマンパワーとの整合性の確認 ・資格取得の支援 ・福利厚生の実施 ・人事異動等によるさまざまな経験による奥行きのある人材育成 ・正規職員登用制度の再確認と実施

サービス目標	課 題	対応内容
安定的経営基盤の確保と近未来への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・収入の確保 ・支出の削減 ・改築に向けた取り組み ・事業規模の再検討 ・法人ホームページの運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス量の促進による安定した収入の確保 ・各種助成金の申請 ・納入コスト再確認 ・新築計画の策定 ・積立金の確保 ・運営リスクの確認と合理的な展開方法の模索 ・職務内容を明確にするため組織図の再検討 ・法人の運営状況等の情報開示、透明性の確保

4. 理事会・評議員会及び監事監査の実施

法人役職員一体となり、より適正な運営を目指し下記のとおり開催します。

(1) 理事会の開催（通常理事会 4回）

- 5月 前年度の事業報告、決算報告、その他決議が必要な事項
- 6月 理事長等の選任、その他決議が必要な事項
- 12月 補正予算、その他決議が必要な事項
- 3月 新年度事業計画及び予算、その他決議が必要な事項

(2) 評議員会の開催（定時評議員会 1回、通常評議員会 2回）

- 6月 定時評議員会、前年度の事業報告、決算報告、その他決議が必要な事項
- 12月 補正予算、その他決議が必要な事項
- 3月 新年度事業計画及び予算、その他決議が必要な事項

(3) 監事監査の開催

- 5月 法人の運営状況、各事業所の財務、サービス提供状況について内部監査の実施

※ 上記の他、審議・決議が必要な事項がある場合には、理事長の招集により各会を開催する。